

1 地域計画策定の状況

(1) 策定対象地区数 18 地区

うち帰還困難区域一部解除 3 地区 (津島/室原/末森)

(2) 協議の場の公表

・公表地区 11 地区

川添地区、樋渡牛渡地区、高瀬地区、幾世橋地区、北棚塩地区、
南棚塩地区、田尻地区、加倉地区、西台地区、酒田地区、立野地区

・未公表地区：7 地区

請戸地区、小野田地区、苧宿地区、藤橋地区、津島地区、
室原地区、末森地区

2 地域計画策定済地区 5 地区

(1) 令和 6 年 4 月 15 日確定 南棚塩地区、加倉地区、西台地区

(2) 令和 6 年 8 月 22 日確定 北棚塩地区、酒田地区

3 現在の状況

(1) 北棚塩地区、南棚塩地区、加倉地区、酒田地区で令和 7 年 4 月からの農地中間管理事業による使用貸借開始に向け手続き中

《手順》

① 貸貸の申込 (契約前の各種確認)

② 契約の手続き (貸し借りの各筆明細書 (促進計画) への押印

～～農業委員会の確認、県の認可～～

③ 貸貸借の開始 (令和 7 年 4 月から)

(2) 西台地区は令和 7 年度も営農再開支援事業を活用するため、令和 8 年度から農地バンクによる使用貸借を予定。